

## ○睦逢大堤うぐい突き事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、睦逢大堤うぐい突き事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、気高町大堤池に伝わる漁法「うぐい突き」を守る睦逢大堤うぐい突き事業（以下「事業」という。）に要する経費を補助することにより、観光客を誘致し、もつて本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、睦逢大堤うぐい突き事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う睦逢大堤うぐい突き保存会（以下「保存会」という。）とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、事業に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）のうち、うぐい修繕及び放流する鯉の購入費又は大堤池周辺環境整備費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (概算払)

第6条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

#### (1) 本補助金の増額

#### (2) 本補助金の2割を超える減額

### (着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。